

障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム設置要綱

(目的)

第1条 学校卒業後における障害者の学びの支援の充実のため、関係者による連携組織として「障害者の生涯を通じた学びの充実のためのコンソーシアム」(以下、「コンソーシアム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 コンソーシアムは以下の事務を所掌する。

- (1) 障害者の学びの推進に係る現状分析や、先進事例の研究に関すること。
- (2) 特別支援学校及びさわやかちば県民プラザをはじめとする県内社会教育施設における学習プログラム開発に係る助言と検証に関すること。
- (3) 県内市町村や関係機関への普及・啓発等、推進体制づくりに関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 コンソーシアムの委員は、生涯学習、スポーツ、文化、福祉、労働等の関係機関・団体の代表者や有識者等で構成する。

2 コンソーシアムの委員の任期は、委嘱した日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

3 コンソーシアムの委員は、千葉県教育委員会教育長が委嘱する。

(組織)

第4条 コンソーシアムには、主査を置く。

2 主査は、コンソーシアムを代表し、その事務を総括する。

3 主査に事故があるときは、主査が指名する委員がその職務を代理する。

4 主査は、別に定める「学校卒業後の障害者の学びの支援に関する実践研究事業」に係るコーディネーターをもって充てる。

(会議)

第5条 コンソーシアムの会議(以下、「会議」という。)は主査が招集し運営する。

(会議の公開)

第6条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

(1) 人事に関する事項を審議する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、主査が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、第10条に規定する事務局が別に定める手続により、会議開会の30分前から20分前までに許可を受けなければならない。傍聴できる定員を10名とし、傍聴希望者が定員を上回った場合は、抽選を行い、傍聴人を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって主査が認めるものは、会議を傍聴できるものとする。
- 3 傍聴人は、主査の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 4 傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、予め事務局に申請しなければならない。また、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- 5 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
- 6 主査は、第4項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第8条 主査は、会議において配付した資料を事務局に公開させなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第9条 主査は、事務局に会議の議事録を作成させ、これを公開しなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、主査は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(事務局)

第10条 コンソーシアムの事務局は、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課内に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月19日から施行する。